

# 一般社団法人鹿角青年会議所基金管理規定

## 第1章 目 的

- 第1条 本規定は鹿角青年会議所定款に基づき会議所基金管理に関する事項を規定する。
- 第2条 基金は、一般会計予算では支出できない支出、単年度で終了しないで継続する事業にたいする支出、総会で決定した事項に関する支出について積立てる。

## 第2章 財 源

- 第3条 この勘定の財源は以下のものをあてる。
- 1 毎年規定入会金および特別会員会費の50%～100%
  - 2 年度会計終了後の繰越金の中から
- 第4条 前条の金額は1月理事会で決定し、総会の承認を必要とする。

## 第3章 基金の管理

- 第5条 基金を管理するために基金管理委員会を設け正会員資格を有する歴代理事長ならびに現正副理事長をもって構成する。ただし、専務理事も出席して意見を述べることができる。
- 第6条 基金管理委員会は当該年度の理事長が委員長となり年1回開催し、委員長が必要と認めたときは基金管理委員会を招集する。

## 第4章 基金の運用

- 第7条 基金の運用については第1章の規定より逸脱しない範囲内において基金管理委員会の同意を得て、総会の決議を得なければならない。ただし基金より生ずる年度内利子収入は一般会計に繰り入れることができる。

## 附 則

- 本規定は、1985年1月29日より施行する。
- 本規定は、1991年1月15日より一部改正する。
- 本規定は、2021年12月15日より一部改正する。